

市第59号議案

横浜市公会堂条例の一部改正

横浜市公会堂条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年12月 4 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市公会堂条例の一部を改正する条例

横浜市公会堂条例（昭和28年 3 月横浜市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 横浜市港南公会堂の項中

「	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100px; height: 100px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">2,500</td> <td style="padding: 5px;">3,000</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">5,000</td> <td style="padding: 5px;">6,000</td> </tr> </table>	2,500	3,000	5,000	6,000	「	を	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100px; height: 100px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">3,100</td> <td style="padding: 5px;">3,720</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">6,200</td> <td style="padding: 5px;">7,440</td> </tr> </table>	3,100	3,720	6,200	7,440	」	に改める。
2,500	3,000													
5,000	6,000													
3,100	3,720													
6,200	7,440													

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（適用）

2 この条例による改正後の横浜市公会堂条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用する。

提 案 理 由

横浜市港南公会堂の会議室の利用料金を改定するため、横浜市公会堂条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市公会堂条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

別表第 5（第 10 条第 2 項）

種 別	単 位	利 用 料 金			
		平 日	日曜日、 土曜日及 び休日		
（ 省 略 ）					
横 浜 市 港 南 公 会 堂	会 議 室	入場料等を徴収 しない場合	1 日につき	$\frac{3,100}{2,500}$	$\frac{3,720}{3,000}$
		入場料等を徴収 する場合	同	$\frac{6,200}{5,000}$	$\frac{7,440}{6,000}$
（ 省 略 ）					
（ 省 略 ）					

（備考省略）